

第3 まとめ

(日本語教育推進における都道府県から市町村への支援について)

調査対象 9 都道府県における日本語教育の体制整備をはじめとする日本語教育推進施策の取組状況を確認したところ、7 都道府県では日本語教育推進の必要性の普及啓発、都道府県のコーディネーターの活用促進など、市町村の取組を推進させるために積極的に支援を行っていた。都道府県が支援することで、市町村が「個々のニーズ把握」を実施することができ、これによって市町村が日本語教育施策の必要性を認識し、新たな日本語教室の開催につながった事例もみられた。よって、都道府県の支援が市町村における日本語教育推進の取組に重要な役割を果たし得ると考えられる。

一方で、上記の 7 都道府県以外の 2 都道府県では、ノウハウや人員の不足により、「域内のニーズ把握」や体制整備に関する市町村への支援を行っていなかったが、うち 1 都道府県では、域内市町村の多くが日本語学習支援は必要と認識していないことや、ノウハウや人員の不足の課題を持つことを把握していた。加えて、当該都道府県内の市町村の中には、上記課題を解決するために都道府県による支援を受けたいという意見がみられた。

このため、文化庁は、都道府県が市町村の要望を踏まえた支援を実施できるよう、都道府県に対し、情報提供をはじめとした必要な支援を実施することが重要である。

(「個々のニーズ把握」のための支援について)

日本語教室を開催するに当たっては、受講を希望する外国人等のニーズ(教室の立地、曜日・時間帯等)を踏まえた検討が必要になると思われるが、調査対象 20 市町村のうち、こうした「個々のニーズ把握」を実施していたのは 4 市町村にとどまっていた。

その理由としては、「個々のニーズ把握」について、i) その必要性や具体的に把握すべき内容が分からないこと、ii) 把握するためのノウハウ(調査対象とする外国人等の発掘・選定、質問項目の設計・多言語翻訳)がないことを挙げていた。

前述したように、「個々のニーズ把握」を実施することで、日本語教育の必要性が認識され、日本語教室の開催につながった事例がみられたほか、外国人等の学習ニーズを把握し、地域との交流に重点を置いた市町村独自の日本語教育のカリキュラムの策定に役立てた事例がみられるなど、市町村による「個々のニーズ把握」が日本語教育の効果的な推進に有用な手段になると考えられる。

このため、文化庁は、市町村による「個々のニーズ把握」の取組を促進するため、その内容やノウハウ等の情報を提供することが重要である。

(オンライン講座の活用について)

文化庁は、「外国人との共生社会の実現のための有識者会議」での議論を踏まえた意見書及び「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」を受けて、場所を選ばず、時間や費用面での負担も比較的少ないオンライン講座の推進等を検討している。

オンライン講座については、調査対象 9 都道府県及び 20 市町村のうち、1 都道府県及び 7 市町村が開催しており、この都道府県及び市町村の中には、オンライン講座の活用を、在住地域の制限なく教育を受けられる環境整備のためと積極的に捉えているところがみられた。

一方で、オンライン講座を開催していても、「大人数での授業の場合、一方的な説明となりやすく学習支援が難しい」、「手元が見えないため、読み書きの授業の場合、何に困っているか分からない」など受講者とのコミュニケーションが困難であることを理由に、オンライン講座を新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた暫定的な措置としている市町村もみられた。また、オンライン講座の推進に当たっては、文化庁が提供しているオンラインの教材の充実や活用方法の周知、地方公共団体や日本語教室運営団体におけるオンライン講座のノウハウの獲得が必要とする意見もみられた。

このため、文化庁において、今後オンライン講座の活用に向けて、このような都道府県及び市町村における取組の実態や課題を踏まえて、取組に当たっての工夫等の情報提供といった支援方策を検討し、提示していくことが重要である。

したがって、文化庁は、地域における日本語教育の推進を図る観点から、次の措置を講ずることが望まれる。

- ① 都道府県が市町村の要望を踏まえた支援を実施できるよう、都道府県に対し、情報提供をはじめとした必要な支援を実施すること。
- ② 市町村が個々の外国人等のニーズ把握を的確に実施できるよう、具体的に把握すべき事項やノウハウ等について情報提供を行うこと。
- ③ 今後、オンライン講座の活用に向け、地方公共団体における取組の実態や課題を把握し、その上で、支援方策を検討し、地方公共団体に示すこと。

なお、文化庁が実施している「日本語教育実態調査」については、民間の日本語教育機関等についても調査対象に含まれているほか、調査結果から専ら統計を作成し、利用している実態もあることから、総務省の事前承認が必要な一般統計調査に該当すると考えられ、文化庁は統計法に基づく所要の手続を行うことが求められる。